

# 柿崎和泉守景家伝試論

加藤 徹 (地理歴史科)

## はじめに

二〇一六年八月六日、新潟県上越市柿崎区の柿崎区総合事務所、例年舉行されている「柿崎時代夏祭り」に併せて、北海道の柿崎家より上越市に寄贈された古文書の紹介がなされた。上越市公文書センターの学芸員・福原圭一氏により「お披露目展示 里帰りした柿崎家文書」と題した古文書の紹介・解説が行われ、活況を呈した。また、これに付随して柿崎家菩提寺である楞嚴寺(上越市柿崎区)へのツアーバスも運行され、同寺所蔵の上杉景勝文書など貴重な史料が公開された。

小論では、今回の展示の成果を利用しつつ、昨年の拙稿<sup>①</sup>に続き、実態がつかみづらい上杉家<sup>②</sup>家臣団の一人である、柿崎景家の基礎研究を行ってみたい。

柿崎家俊(但馬守) — 重家(天和守) — 利家(但馬守)  
— 景家(和泉守)

となる。景家の父祖が三代しか復元できないため軽率な判断は出来ないが、自称する受領名が一定していない。この点、後述する刈羽郡・赤田城の齋藤氏が下野守を、同郡北条城の北条氏が丹後守をほぼ代々自称していたのは対照的である。居城は従来頸城郡・柿崎城(上越市柿崎区)に推定されることが多かったが、近年は同郡・若手城(上越市柿崎区)とする見解が有力のようだ<sup>③</sup>。

柿崎景家が明確に文書に見えてくるのは永祿二(一五五九)年の事である。齋藤朝信、北条高広<sup>④</sup>、長尾藤景と共に、柿崎景家はこの時期に集中して発給される証文・制札などの奉行人を務めるようになる。

## 史料二<sup>⑤</sup>

頸城郡夷守郷、榎井之保内大高山湧光寺領事、御当代改而被進置候、然者、郡司不入諸役免許之儀、任去応永廿九年四月五日性景御落着之旨、如年来於自今以後不可有其煩之由、被仰出候也、仍執達如件、

## 一 上杉謙信政権と柿崎景家

越後長尾・上杉氏の家臣団に関する先行研究は、拙稿にて触れたので贅言を繰り返さない<sup>⑥</sup>。柿崎景家に関しては、例えば花ヶ前二〇〇一にあるように「(柿崎)景家の生年月日、父母の名前など、いつさい不明」である。柿崎家の菩提寺である楞嚴寺によれば、天文三(一五三四)年に景家が林泉寺の天室光育を招いて同寺を建立した、とされる<sup>⑦</sup>が、詳細は不明である。

『戦国人名辞典』の、市村清貴氏執筆の「柿崎景家」項目によれば、「永祿ころより上杉謙信に接近」とあり<sup>⑧</sup>、妥当な所であろう。また、柿崎町史二〇〇四・第三章「戦国・織豊時代」第一節「上杉謙信と柿崎景家」・第二節「上杉景勝の支配」にも柿崎景家の基礎的な研究がある。上記二点で重要なことはほぼ明らかになっていると思うが、以下、柿崎景家関連の文書を検討しながら、景家の実像や上杉家との関係について見ていきたい。

柿崎町史二〇〇四<sup>⑨</sup>に拠ると、柿崎氏は大貝氏を祖とするが信頼性の高い復元は難しい。明らかな系図を復元するとすると、

永祿貳

十二月廿六日

藤景<sup>高</sup>  
景家<sup>同</sup>  
高広<sup>同</sup>  
朝信<sup>同</sup>

広泰寺

前掲拙稿でも触れたように、柿崎景家も齋藤・北条・長尾と共に、府内への条目発給(表1の1、番号2)、居多神社や八幡社への制札発給(表1の1、番号3・4)を行い、初期謙信政権における中枢部を占めていることが窺える。

永祿三(一五六〇)年八月、上杉謙信は、上州より庇護を求めてきた関東管領・山内上杉憲政を奉じて、小田原北条氏征伐のための遠征を企図した。著名な越山である。上記四名の奉行のうち、北条高広と長尾藤景は謙信に従軍し、武蔵や相模で制札を発給している<sup>⑩</sup>。柿崎景家は、越山にあつては春日山の留守居を任されていた。

史料二①

在陣留守中掟書

- 一、残置留守中、各且自尊、且軍役方儀云、分限相当之外、一廉有過上人数已下、爾可被為在府事、
- 一、春日山要害普請等、不可有油断事、
- 一、諸郷内人脚等之義、檢見之者一人宛被差添、郷司・小使堅可被相触事、  
但、五十公郷除之事、
- 一、於方一不慮之儀出来、頼城郡地下人、春日山へ可被入置事、
- 一、就諸篇現無道狼藉族、不嫌甲乙人、於立所可被可成敗、若以僞類被拘置、帰陣之上其主人へ一段可及横振事、
- 一、今度留守衆之内、有見除無沙汰之方有之者、無私曲陣所へ速可有注進事、
- 一、於何事も、各以談合、執善而棄惡、可被及其慶、若以拔々觉悟無同心、吾候之擬方不致隱密、檢見之者共以其交名陣中へ可註進旨、申付之事、
- 一、信州之義、爰之衆、以輪番不打絶号物見動高梨源太

方へ可被合力事、

- 一、城山竹木不可被為剪採事、

右可被守此条々、為檢見、萩原掃部・直江与兵衛尉・吉江織部助残置之上、分別簡要候也、仍如件

永祿參

八月廿五日

景虎(花押)

桃井右馬助殿

長尾小四郎殿

黒河竹福殿

柿崎和泉守殿

長尾源五殿

謙信は側近筆頭の直江実綱や蔵田五郎左衛門<sup>②</sup>などに春日山城・府内の防御を命じ、柿崎らにその補佐を命じていることが窺える。

柿崎景家の、軍事指揮官としての初見は、永祿七(一五六四)年の常陸攻めである。前年冬よりの下野国・佐野攻めから、佐竹義昭の要請に応じて小田城の小田氏治攻めに転進するが、そ

の際に北条高広や横瀬成繁、さらには河田長親や謙信自らが黒千千妙寺(茨城県関城町)や小峯東林寺(茨城県笠崎町)に制札や文書を発給している。

は不明ながら春日山城に戻されていることが窺える。

史料三③

尊書謹而拜見、今度屋形当口進築、然処氏治御退散、殘党千余人討死、依之、近庄之地利、皆以悃望、証人被請取、赦免被致之候、隨而被仰宣候旨、則河田豊前守致披露、直報被相調、彼御使僧歸申候、是可為御満足候、自然、上口相心之御用等、無御隔心被仰付、不可存疎意候旨、宜得尊意候、恐惶敬白、

柿崎和泉守

二月七日

景家(花押)

東林寺

衣鉢閣下

柿崎景家も東林寺に書状を発給していることから、小田攻めに従事していたことは確実である。だが、三月になると、詳細

史料四④

去月十二日てう所を以ゆひ越候事、いさへ聞居候

一、うへ田衆はいたうの日記ハ、このうちまいにハとうふん候つるか、大小候間、いかんすべく候哉

一、しものくらにいけさせ候代物をも、いつれをも、実城におくべく候、とても越前守・なをへ、又遠江守、其方何もおき候、やかて柿崎にそへ、二人も三人も可返候間、はちかみねの事ハいかにもふしんさへよく候ハ、ひきあけてもさせ候二おゐてハ、けんこたるべく候、そのうへおはた人こくほのいもうとおき候間、このもの共しせんのも候て、ちそくにおよふ歟、又おのく、そこもとにさしおくもの共、めつはうにいたつてハ、輝したくも入さる事候間、おのくかくこさくすわり、はちかみねをまくらにすきとおもひきり候ハ、こくくしたくの物ともをは、はちかみねにおくべく候、ひつきやうハ、火事の用心かん要候、くらにおき候もの共にもた

んかう候て、はちかみねをあげ、しかとくらにつめ候て、  
用心いたすきよし、ゆひ付へく候、一、大宮坊のしゆ  
たいの事ハ、まつもつて無用にて候、一、この方より申  
こさす候とも、あきぢけん所に候ハ、りやう人たんか  
う候て、くら田にあつけく候、一、こゝもとひまあげ  
候て、当月廿日ころに帰陣すべく候間、可心安候、い  
かにもくこゝもとの仕合共見事にそなへなをり候条、  
是又可心安候、そのちふんたんかうすべく候間、早々謹  
言、

三月四日 虎

藏田五郎左衛門とのへ  
萩原伊賀守殿

史料中に見える「はちかみね」は、市史二では「鉢嶺」とあり、これが春日山城を指すのである<sup>⑮</sup>。

永祿七年にもなると、上杉氏は小田原北条氏のみならず上野や信越国境でたびたび甲斐の武田氏とも抗争を繰り返しており、その対応の一つとして景家の越後帰還が行われたのであろう。

### 史料五<sup>⑮</sup>

態可申入之処、此方使二被相添使者之間、令啓候、仍甲州  
新蔵歸国之儀、氏康父子被申救候処、氏真誓詞無之候者、  
不及覚悟之由、信玄被申放候条、非可被捨置義之間、被任  
其意候、要明寺被指越候時分、相互打抜有間鋪之旨、堅被  
申合候条、有様申候、雖如此申候、信玄表裏候ハ、則可  
申入候、猶委曲遊雲齋可申宜候、恐々謹言、

三浦次郎左衛門

四月十五日 氏満

朝比奈備中守

泰朝

直江大和守殿

柿崎和泉守殿

御信所

今後、上杉側の外交取次は直江と柿崎が務めることになり、元亀元年（永祿十三年四月二十三日に改元）に今川氏真が書状を送付した際には、更に山古豊守も取次役に加わっている。

春日山に戻った景家は、かつて四季行として共に働いた長尾藤景と共に書状を發給している<sup>⑯</sup>が、この後の動向は不明となる。

ここまで、柿崎景家の動向を一次史料を中心に追つてみたが、一つ顕著な事柄が窺える。それは、自己の勢力範囲に存在する、例えば寺社に独自に判物を發給するなどの、領域支配者としての側面が全く窺えないことだ。四季行の内、動向が比較的明瞭な齋藤朝信は額分寺や菊尾寺に与えた文書が残っているし、北条高広についても北条城下の専称寺などに文書を發給している。これについて、後ほどまた考察してみたい。

柿崎景家の動向が集中的に現れるのは永祿十一（一五六八）年から永祿十三（一五七〇）年にかけてである。景家は謙信の側近筆頭として名高い直江実綱や旗本筆頭の山古豊守らと共に政権中枢に一貫してあつた。

永祿十一年、甲相駿三国同盟の一角を占めていた駿河・今川氏真からの使者・遊雲齋永順が越後に来訪する。甲斐・武田家で所謂「義信事件」が発生し、同年武田義信の正室・嶺松院殿が駿河に帰国する<sup>⑰</sup>。緊迫する甲駿情勢を、今川家重臣三浦氏満と朝比奈泰朝が上杉家に急報したのだ。

永祿十一年は、越後にとってはもう一つ重大な事件が発生した年であつた。越後・下郡（所謂揚北）の雄で、文書発給人も務めていた村上城の本庄繁長が三月に甲斐・武田信玄に呼応して反乱を起こしたのである。

謙信は、四月下旬から五月上旬にかけて、本庄繁長の乱に対応するため、直江・柿崎を急派した。

### 史料六<sup>⑱</sup>

本庄弥次郎依逆意、彼為静謐柿崎和泉守・直江大和守其外各立遣候、内々黒河四郎次郎雖可差下候、若輩二候間、膝下二差置候、忠信今度二候条、傍輩共談合候而、一送之様簡要候、謹言、

五月四日

輝虎（花押）

黒川三河守殿

同 但馬守殿

石塚玄蕃亮とのへ

沢田右京亮とのへ

松浦隠岐守とのへ

武田信玄は越後を擾乱するため、七月には信越国境の飯山城を攻撃し、また越中一向一揆を蠢動せしめた。加えて越中の神保長職が武田氏に呼応するなど、越後国境地帯は大混乱に陥っている<sup>②</sup>。そこで謙信は、領国中の軍勢の詳細な配置を決定して、これを先遣部隊の直江・柿崎に示した。

### 史料七<sup>②</sup>

急度申遣候、去比山浦方<sup>ホ</sup>為始と、四手、五手可為登由、申下候つる、是<sup>ホ</sup>信州口計之於備<sup>ホ</sup>、輒及見候、其上<sup>ホ</sup>、以前度離相動候、輝虎半途迄出馬候へ口、即時二退散候つる、長沼再興之由申候へ共、是も以後迄可相抱擬<sup>ホ</sup>不見得由、申候、畢竟本庄かたへ口手首尾計<sup>ホ</sup>見得申候、上口頼而雜意申廻候口、左様候者、無人数<sup>ホ</sup>申、両口之防戦依難叶、五手之人数召寄候、早々為登可給候、併為差儀<sup>ホ</sup>今日迄不見得候、例式輝虎物驚申、如此人数召寄候由口、各可被思事、失面目候、乍去飯山<sup>江</sup>、新発田・五十公野・吉江佐渡守相移候、関山之新地へ<sup>者</sup>、十郎方・山本寺・竹口・山岸・下田衆相繼候、此外旗本之者共十騎十五騎、而地<sup>江</sup>

為横目入置、祢知・不動山へも旗本之者共数多差越候間、手前二<sup>新</sup>山吉・河田・栃尾衆是ならて八口口口、山吉・栃尾之者八、半分<sup>新</sup>留守中用心、所々へ召遣候、無人数推而察可有之候、加様二候得共、信州備<sup>今</sup>口口口渡分申付候、従其元人数打越、両口へ備堅固二口付、如何共地下纏成共集、渡分堅固二仕置可成之候、来十日迄手堅備於成之<sup>者</sup>、敵定而可為退散候、左様二到于無之者、催人数、敵之陣相違候時分、可出備口、兎角二改而当国<sup>ホ</sup>大儀二見成候間、張陣難叶口条、大儀二候共、多而廿日其陣<sup>ホ</sup>備頼入候、庄敵・下渡口其陣堅固之仕置、兩人二任入候、其元無人数之儀口、口量之前二候、庄敵・下渡嶋<sup>江</sup>入候間、其陣二人数有之間敷由、暮々案入候、替儀候者<sup>新</sup>註進待入候、敵張陣お申者、今度登候人数<sup>下</sup>、又方々<sup>ホ</sup>可召寄候、兎角二此度二候口、其陣堅固二被踏簡心二候、返々受元之儀<sup>新</sup>、案間敷候、如何様二世間二而悪様二申候共、直書不差越内者、動転有間敷候、謹言、

口口口無力之由聞及候か、口口口哉、是又具可被申候候、口口口八番手<sup>ホ</sup>可被唱候、内々之儀隠密簡要二候

以上、

八月十八日辰刻

輝虎 (花押)

直江大和守殿

柿崎和泉守殿

極月廿八日

淳相 (花押)

山吉殿

直江殿

柿崎殿 御返報

本庄繁長は奮戦したものの、頼みの武田本隊の援軍が結局越後入りしなかつたため、年末頃からは劣勢に追い込まれていく。最早、関心は近隣の伊達氏・蘆名氏などからの和睦の仲介に応ずるか否かに移っていった。この和睦交渉を担当したのも、直江・山吉、そして柿崎景家であった。

### 史料八<sup>②</sup>

内々本庄口無御心許存候刻、示給候、一段大慶、無申事候、仍本庄追日手詰候由、於当方本望被存候、依之、御無事計策可被申由被存候而、此度堺指越被申候、依御回答、急度一途可被及御取刷候、委元巨碑彼口舌可有之候間、不能具候、恐々謹言、

清足庵

結局、永禄十二(二五六九)年三月末に、本庄繁長の息子・千代丸(のちの顕長)を謙信の許に人質として差し出すことで決着し、謙信は四月二日には春日山に帰陣した<sup>③</sup>。景家は直江と共に、和睦交渉に当たった伊達氏重臣の中野宗時に書状を発給する<sup>④</sup>など精力的に任務をこなしていることが文末の表より窺える。

話はやや前後するが、甲相駿三国同盟を破棄した武田信玄は永禄十一年十二月六日、甲府を進発し、三河の徳川家康と密約を締結しつつ駿河に乱入した。九日には早くも駿河・大宮城を攻略し、十三日には駿府を占領している。この時、今川氏真是遠江・懸川城を目指して逃亡するのだが、氏真正室・早川殿が輿にも乗れずに徒歩で逃げ出すことになった。これに対して、早川殿の実父である北条氏康は激怒し、軍勢を駿河に派遣して

武田軍を牽制すると共に、不倶戴天の宿敵であった上杉謙信との和睦に外交戦略を転換せしめる<sup>28)</sup>。所謂「越相同盟」の交渉開始である。

同年十二月十九日に関宿城を攻囲していた北条氏康の三男・北条氏照が独自に越相同盟の交渉を開始したことが、その嚆矢として知られている(市史六二八)。越相同盟の具体的な交渉経過については、丸島二〇二三に詳細に論じられている<sup>29)</sup>。ため誓言は繰り返さないが、同盟交渉を主導した隠居・北条氏康は、新田金山城の由良成繁を交渉の窓口として利用し、遅くとも永祿十二年二月には春日山の中樞部に書状を送付した。

#### 〔史料九〕<sup>27)</sup>

雖未申通候、令啓候、抑越相和融之儀、□□□□届候、御馳走頼入候、委細天用院可為演説候、恐々謹言、

二月六日 氏政(花押)

直江大和守殿

柿崎和泉守殿

#### 〔史料十二〕<sup>29)</sup>

制札

於森尻之庄内、諸軍勢濫妨狼藉堅令停止之輩、若有違犯輩者、注進之上可被処罪科由、被仰出被成御印判者也、仍如件、

永祿十二年己巳 平豊寺(花押)  
(朱印) 九月廿五日 豊前守(花押)  
和泉守(花押)

越中の椎名康胤が上杉方から離反したようで、景家は山吉豊守や河田長親と共に越中遠征軍中にあり、森尻庄に制札を発給していることが窺える。

永祿十三(一五七〇)年になると、越相同盟交渉は最終局面を迎えていた。越相の国分け協定と、人質の交換の交渉を詰めていたのである。北条方は当初、北条氏政の次男・国増丸を提出することになっていたが、氏政がこれを渋り、氏政の弟・三郎を人質とし、人質として提出する準備が整うまで氏政の弟・

#### 〔史料十〕<sup>28)</sup>

如先書申届、天用院彼国へ指越候、誓詞并条目等、委細申合相渡候、輝虎へ書中儀者、以用捨先相押候、沼田衆・直江・柿崎所へ及書中候、於其地能々被聞届、万事御助言肝要候、就中、自氏真被參使儀、遙々当地二逗留候、此度天用院二指添申候、是又御指南専一候、猶柳下・内海申合候、恐々謹言、

二月六日 氏康(花押)

由良信濃守殿

この同盟交渉においても、上杉側の外交取次は直江と柿崎であった。ただ、近年、越相同盟交渉と同時進行で申越和与の交渉が行われていたことが明らかとなっており、決して越相同盟の交渉はスムーズに進んでいない。例えば、北条方(懸川に退去した今川も含めて)は西上野・信濃方面への上杉謙信の軍事行動を切望していたようだが、謙信が軍勢を派遣したのは全く別の方向であった。

藤田氏邦を沼田へ出すことになっていた。これに対して上杉方の人質候補は、当初より柿崎景家・晴家父子であった。

#### 〔史料十二〕<sup>30)</sup>

從小田原御状、当地迄持參申候間、今朝以藪凶進可申由存候処二、一忠被指越、殊御心易思召方之由、披露御紙面候間、御状両通糊付共二、彼方へ渡申候、一、從小田原御状表<sup>31)</sup>玄蔵主口上、如御不審相違、雖然、西上州へ至于御調儀者、岩可被進渡候、玄蔵主口上二、委申入候キ、一、松之儀<sup>32)</sup>、今度是非不被仰付候、但、不遅々儀候、一、御養子御事、是者為御迎、柿和父子御一人、相府被越者、御相違有間敷候、一、岩之儀、太美へ可被渡事、被思召如何二候、但彼方へ被仰付候、源太小田原へ一兩年も可被為在府歟、加様之儀共も、進集へ対談申候者、善惡短相済可申候、一、拙者御陣下へ可參之由、山孫蒙仰候、一、忠如御見分、灸治故其地迄參得間敷候、御用候<sup>33)</sup>、以御書付当地迄可被仰越候、恐々謹言、

遠左

二月六日 康光  
信濃守殿  
参御宿所

同年三月には、柿崎父子の内、息子の晴家の小田原出仕が決まった。謙信が「未代まで小田原に留めらるべきに候」と述べていることから、北条方へ最大限の敬意を示したものと分かる。

〔史料十三〕<sup>③</sup>

覚

- 一、三郎殿御支宅之内、氏郡可被越田候哉、就之、柿崎父子二人御所望候、及公能候へ者、畢竟有別意申二相似候、所詮、氏郡在陳之内鉢形迄可差越候事、
- 一、氏郡・柿崎子被取替、西上州江被為手切、柿崎子被押置、三郎方、氏郡二取替可被越由承候者、柿崎子者未代小田原二可被留候、至其儀者、三郎方養子取申無所詮哉、御父子於無御別条者、氏郡・柿崎子被取替、向信玄無手

先ず、『楞嚴寺伝』の天正二年死亡説<sup>③</sup>については、これは明確に誤りであるといえる。何となれば、天正五年に柿崎景家は房州の里見義弘や常陸の梶原政景から書状を受け取っているからである。両者からの書状では、小田原北条氏の東関東への攻勢が凄まじく、反北条勢力が謙信の一刻も早い越山を望んでいることが垣間見え、柿崎景家が依然として上杉家で重要な地位にあつたことが窺える。

〔史料十四〕<sup>④</sup>

其以往不申承候、去時分以脚力申入候キ、参着如何未罷歸候、抑、新田手話二付而、伊勢崎之地從南方近日普請被申付候、兵糧以下も差越由候、北源者小山物主落着、去月以來在城、是茂普請専二候、我等父子勦勞可為御察候、御越山可為何比候哉、当春夏之間御調儀至于御選延者、伊勢崎之儀者從南方入念候条、近年之御功作も不可有其曲候、何篇新田・桐生手話不及是非由候、千言万句当春夏之間御越山相極候、御屋形へ雖可申達候、片使之間、無其儀候、仍此各傳愛宕へ有立願、毎年相立候、路次無相違様被加御

切以前二、御当陳江三郎方氏郡二被取替可給候、左様候者、御父子可為御真実候、巨細様達、須田司申分候、愚老めい進儀、聊も相違不存候事、付、柿崎子、当陳二而氏郡二被取替、三郎方給置、愚老米世迄之可為面目候事、

以上、

三月五日 輝虎(花押)  
北条左京大夫殿  
北条相模守殿

越相同盟交渉以後、柿崎景家の動向は一次史料からはほとんど窺えなくなる。元龜年間に今川氏真からの書状を取り次いでいたり、また元龜・天正と主に越中方面に従軍している様子が分かる程度である。

景家の名を、或る意味実態以上に有名にしているのは、その死の謎である。花ヶ前二〇〇二によれば、『楞嚴寺伝』では天正二(一五七五)年十一月二十二日に死亡とあり<sup>②</sup>、米沢藩の正史である『上杉家御年譜』巻二及び巻二十三によれば、天正五(一五七七)年十一月七日に薨清されている。

詞任人候、諸奈期来首候、恐々謹言、

梶原源太

三月廿八日 政景  
河田豊前守殿  
柿崎和泉守殿  
長尾遠江守殿  
竹俣三河守殿  
桐沢但馬守殿  
神奈隼人殿  
吉江喜四郎殿  
水原弥四郎殿  
安田治部少殿

天正五年十一月肅清説に関しては、一次史料に手掛かりがないので具体的なことは不明である。だが、直後の十二月二十三日の有名な「上杉家中名字尽手本」<sup>⑤</sup>が作成されており、その中に「柿崎左衛門大夫(晴家を指すのだから)」の記載がある。なお、今福二〇二によれば「上杉家中名字尽手本」は、

天正五年三月に死去した直江実綱の名を載せていることから、厳密性までは問えない史料としている<sup>35)</sup>。ただ、柿崎景家乃至は柿崎家を巡ってこの時期に動揺が生じていたことは事実のようである。それについては章を改めて論じてみたい。

## 二 御館の乱と柿崎家中の奮戦

先述の通り、天正五年末に柿崎家には何らかの動揺が生じていたようである。だがその後、今度は上杉家全体を揺るがす一大事が発生した。天正六（一五七八）年三月十三日に、上杉謙信が急死したのであった。周知の通り謙信には美子はおらず、共に謙信養子の上杉景勝（実父・長尾政景）と上杉景虎（実父・北条氏康）とによる御館の乱が勃発し、越後は泥沼の内戦状態に陥ってしまったのである。

この御館の乱中に柿崎家が復興を遂げることは柿崎町史二〇〇四や今福二〇一一でも指摘されているが<sup>36)</sup>、一次史料を手掛かりとして、具体的な推移を追ってみたい。

柿崎家の菩提寺として知られる楞嚴寺から北東方向約四kmの

ている。中でも上野九兵衛はその中核をなしており、軍功を積むだけでなく頻繁に使者として景勝陣営に赴いてもいる。当初、景勝方の取次を務めたのは上杉一門待遇の山浦国清であった。

### 史料十六<sup>40)</sup>

尚々、弥御奉公之義、長福寺・遠藤方有談合可被走廻事、肝要之段被思召候、少不可有油断候、以上、

今度二位公を以、被仰届候処、其方以持、早速猿毛之地則取、御忠信無比類被思召候、依之、桃木之地、如前々諸役被停、御軍役等御免被成置可被下由、御誕候条、先自拙者一札差越候、可被致知行候、御本意之上、急度可被為引立候、弥可被走廻事、肝要候、仍如件、

天正六年

六月十九日

国清（花押）

上野九兵衛殿

まいる

上野九兵衛らの奮戦もあって、柿崎家中の「名誉回復」はと

地点に、柿崎から相崎へ抜ける街道を扼する猿毛山城がある。御館の乱当初は、景虎方の篠宮出羽守という武將が占拠していた<sup>38)</sup>が、六月に突如としてこの城は景勝方となるのであった。

### 史料十五<sup>39)</sup>

今度皆々以談合、覆先忠、猿毛之地則候事、誠以忠信無比類候、此上猶以各令人魂、其地堅固之體簡要也、

六月十四日

景勝（花押）

正眼院

上野九兵衛とのへ

長福寺

上野九兵衛ら柿崎家中の武將が奮戦して猿毛山城を占領し、そして景勝方に出仕したことが窺える。加えて史料中に「先忠に覆り」（覆は或いは「復」か）とあることから、矢張り柿崎家中で何らかの動揺が起こっていたことも分かる。柿崎家中はこの後、上野九兵衛、遠藤惣左衛門、長福寺、富所大炊助、林部三郎右衛門を中心として景勝方として精力的に軍事行動を行っ

とん拍子で進んでいった。例えば、楞嚴寺は早くも六月末には郡司不入が認められ<sup>41)</sup>、さらに八月になると柿崎千熊丸に右跡を返還しているのである。

### 史料十七<sup>42)</sup>

今度其方家中之者依忠信、名跡之儀返置候、亦可抽忠功者也、仍執達如件、

天正六年

八月廿二日

景勝（花押）

柿崎千熊丸

千熊丸は系図関係が不明である。『上杉家御年譜』巻二十三によれば千熊丸は景家の三男（長男・晴家と次男は誅殺）となっている。

柿崎晴家が越相同盟中に上杉方人質として小田原に送られたことは先にも述べたが、越相同盟が崩壊した後は、越後に帰還している。一次史料で晴家の活躍は窺えないものの、天正三年に作成された軍役帳<sup>43)</sup>には「柿崎左衛門大輔」の名があり、或

いはこの前後で景家が隠居して晴家が家督を継承したのだろう。  
ところで、年次未詳の文書で詳細は不明ながら、気になる文書がある。

〔史料十八〕<sup>④</sup>

新春之為祝儀、青銅<sup>五疋</sup>、日出喜悦此事候、猶柿崎可申候、  
恐々謹言、

正月晦日

景虎（花押）

雲門寺

宛所の雲門寺は、上越市吉川区にある寺院で、居城とされる岩手城からは南に二㎞弱、櫻殿寺から南西に二㎞強しか離れていない。とすると、史料中の「柿崎」は『上越市史』の比定通り、景家或いは晴家になる可能性が高い。

この文書だけで推定するには根拠としては弱いが、柿崎家は当初、上杉景虎派（正確に言えば、景虎に近い重臣）であったのではないかと推定される。御館の乱が勃発した当初、猿毛山城を景虎方が

占拠していたことも、このように考えれば整合性はとれる。また、先述の通り柿崎晴家は小田原へ人質に出されていて、小田原北条氏との関係が深いと見なせること、越相同盟の交渉で柿崎家と同様に、小田原北条氏と関係を持った厩橋の北条高広・景広父子や沼田城将・河田重親がいずれも御館の乱が勃発すると景虎方に靡いていることも、その傍証たり得るだろう<sup>⑤</sup>。特に市史二四六の案文<sup>⑥</sup>が実行に移されていた場合、柿崎景家の息子と北条高広の女が婚姻関係となるため、血縁関係を有し、小田原北条氏との関係が深い柿崎氏・北条氏が足並みを揃えて景虎方となつたことは容易に想像が出来る。

ただ、御館の乱では、五月・六月といずれも景勝方が戦闘に勝利し、加えて六月上旬になると景勝と甲斐・武田勝頼の同盟交渉も始まり、景勝方の優勢が際立つてきたのだろう。そこで、六月中旬、上野を中心とする柿崎家中は猿毛山城を棄つ取つて景勝方に寝返り、景勝のもとでの柿崎家復興を図ろうとしたのではないだろうか。

景虎方の「切り札」と目されたのは、北条丹後守景広であった。景広は天正六年十月には越後に帰還し、御館に駐屯した。

上野九兵衛ら柿崎家中は、旗持城（相崎市米山町）と連携して北条景広の牽制を命じられた。

〔史料十九〕<sup>④</sup>

切紙披見候、仍本下之地御落着候、今度忠信被申之上、譜代名跡被取立、其上数年相違候本領迄安堵、誠各不安名利、  
当上様御芳志不淺候、能々分別簡要候、然而、北丹上府、定様々武略不可有際限候間、少有油断<sup>者</sup>、不可有曲、万端氣遣用心、当地之儀、片時も無手透可被申付事、尤所仰候、はたもち之義、わうふく之さかい、是又節々飛脚・使者被差越、被入念可然候、一兩日以前北丹人衆上府候、過分之人衆二も無之候、五三日在陣候へ共、亦行無之候、如聞<sup>者</sup>、近日被下候由候、至乎其分者、御館之義、亦難相違候歟、自然、北丹被下候<sup>者</sup>、はたもち前後二おゐて如何共擬候而可然候歟、但大軍之義二候間、結局大切候案、能々見つもり尤候、千言万句其地之任置、堅固肝心候、恐々謹言、

追而、煩候、于今然々<sup>与</sup>無之候間、以印申候、亦義候<sup>者</sup>、節々注進尤候、以上、

十月七日

国清（鼎型印）

遠藤惣左衛門尉殿

富所大炊助殿

上野久兵衛殿

林部口郎左衛門尉殿

長福寺

天正七（一五七九）年に入ると、形勢は完全に景勝方に傾いていた。二月に入り、上野九兵衛らは景虎方の使者を捕縛し、さらには御館への糧道途絶などに尽力していた。そして三月十七日の御館総攻撃にも動員されるのである。

〔史料二十〕<sup>⑤</sup>

御書中之趣、則披露申候、今度町田之地安々と被入御手二、殊二教多被討捕候事、誠以旁々拵無比類之由、被仰事候、内々に御直書雖可被述仰候、幸近日可為參陣候間、以御使御札可被述仰候、如此之趣、自拙者可申述候段、御誼二

候、扱又、御館之儀、火急御退散候様ニ申来候間、早々御  
参陣尤二候、恐々謹言、

専柳齋

三月七日

秀仙 (花押)

上九

参御報

候、恐々謹言、

専柳齋

五月廿九日

秀仙 (花押)

上野九兵衛尉殿

長口寺

御報

上野と柿崎家中の奮戦もあつて、御館はあつげなく落城した。上杉景虎は自派の堀江宗親居城の鯨ヶ尾城に退去したものの、堀江の裏切りに遇い、三月二十四日に自刃した<sup>(49)</sup>。御館の乱はこの後もなお継続されるが、柿崎家中が景勝勝利に与えた功績は極めて大きく、戦後に柿崎千熊丸に屋敷を与えることが決定する。

〔史料二十二〕<sup>(50)</sup>

先日<sup>者</sup>、御口留之義ニ付而申入候処ニ、熊瀬御方候、然<sup>者</sup>、爰迄相替儀無之候間、可御心安候、扱又、千熊殿御屋敷之儀、近日落着可申候間、是亦可御心安候、万吉重而可申述

下知次第可被走廻事、専用候、去而又、信州口之儀、如何ニも御仕置堅固に被仰付候、是又可心安候、猶重而可申候、恐々謹言、

追而、各以別紙可申候へ共、急候間、無其儀候、此由伝達尤候、以上、

直江

三月廿四日

兼統<sup>嗣</sup>

上野九兵衛尉殿

まいる

文末の表すの如く、三月二十四日と二十九日と、日をおかずに景勝からの書状が到来していることから、越中情勢が如何に緊迫したものであつたかが窺える。景勝は越中の救援に向かうとするが、国内では新発田重家の乱への対応、また信濃方面からの織田軍への対応もあつて、結局後詰めに来ることが出来なかつた。

だが、六月二日京都で本能寺の変が勃発し織田信長が横死した結果、越中・信濃から越後に侵攻していた織田軍は全面撤退

天正十(一五八二)年に入ると、上杉景勝は織田信長との抗争において、次第に不利な局面に陥つていく。越中を巡る攻防では魚津城で上杉方が必死の防戦を行つており、さらに三月に入ると同盟国の甲斐・武田勝頼が信長にあつげなく滅ぼされてしまった。このような危機にあつて、柿崎家中は越中の防衛にあてられていた。

〔史料二十二〕<sup>(51)</sup>

甚元永々在陣、各大儀不申及候、殊今度安城表敵相働ニ付而、御人林衆御情之処ニ、其家中踏殘之由、自相州被仰上、一段寄特之由、御感候、雖無申迄候、弥於何事も、相州御

を開始した。上杉景勝は間一髪の所で滅亡を回避できたのである。柿崎家中はまたしても大きな軍功をあげたことになったのだ。

柿崎千熊丸は天正十一(一五八三)年に景勝より朱印状を受けている。千熊丸が幼少の頃、片切内匠<sup>(52)</sup>が横目として派遣されていたが、片切から景勝側近の狩野秀治に変更された。

〔史料二十三〕<sup>(53)</sup>

其方若輩之間、家中為横目片切内匠助差添候処、少地出置之由、肝要候、然者、片切如前々簞本ニ於召使者、知行無相違可返付者也、仍如件、

天正十一年

(朱印) 霜月十八日

柿崎千熊麿

〔史料二十四〕<sup>(54)</sup>

返々、以前喜四郎家中之事頼候処、何と哉覽しんじやく候、左様ニ候てハ、無曲候、手前二人無之、はや弓

矢次第諸方二人しゆ、武主人事二候、いかに思候ても  
人しゆもたす候へば、一身にて八覚もほうこうもな  
らぬ事二候、能々分別候て、なつとく候ハ、可為満足  
以上、

一筆申遣候、仍而柿崎家中二、三人きやく心之者聞出、せ  
いはい成之候、因茲、今度可然つて二候、殊二ものぬし  
若輩と云、とかく今の分にてハ、くんやくつゝかす、更せ  
んなき事二候条、誰かものぬし申付、人数用二立やう二成  
し度候、此儀ハきどく二直江もなつとく候、左様二候ハ、  
ふだいのもの誰か申付度候へ共、其方如存知一田不見当候、  
只むたい二八家中をしまわす事成之間敷候間、物毎頼敷、  
向後とても無二身のまへにばなすましきよし見つめ候、か  
やつの多ん誠あさからさる事二候間、其方二彼家中申付へ  
く候間、しんしやく無之、任其意候ハ、可為大慶候、為  
其、今日吉日之間申越候、以上、

狩野讀岐守殿

柿崎千熊丸は天正十二（一五八四）年に元服した<sup>55</sup>とみられ、

えられた<sup>56</sup>・本田「長」信<sup>57</sup>・吉江「長」秀<sup>58</sup>・新保孫  
六（「景」を与えられた<sup>59</sup>・吉江「景」泰<sup>60</sup>

#### 【景勝時代】

山浦「景」国<sup>61</sup>・小森澤鍋磨（「長」を与えられた<sup>62</sup>・吉  
江与橋（「長」を与えられた<sup>63</sup>・齋藤「景」信<sup>64</sup>・柿崎「憲」  
家・千坂与市（「長」を与えられた<sup>65</sup>

実例が少ないため偏諱の文字から傾向は窺えないが、「憲」  
字を与えられている例は柿崎憲家しかなく、また「憲」の偏諱  
を受けたと考えられる人物も管見の限り他に見えない。或いは  
「景」「長」「頭」よりも一段低い扱いを受けているのだろうか。  
記して後考を俟たい。

蛇足だが、柿崎家中による柿崎家再興運動が展開されている  
際に、興味深い動きがあった。再興に際して、本領の拡大を企  
図していたのである。

#### 史料二十六<sup>66</sup>

小黒ほんけもろこし分之義、柿崎本領之内二<sup>者</sup>無之由二候

仮名・弥次郎を名乗ると共に、景勝より「憲」字を賜った。こ  
こに、柿崎家は完全に復興した。

#### 史料二十五<sup>67</sup>

名乗之事、憲之字口口候、謹言、

天正十二年

八月十四日

景勝公<sup>御影り</sup>

柿崎弥次郎殿

上杉謙信・景勝による偏諱としては、例えば直江実綱が直江  
政綱（上杉政虎からの偏諱、さらには直江景綱（長尾家で偏  
諱として用いられやすい「景」字）と偏諱を受け実名を変えた  
と一般的に言われている。ただ、諱を一次史料中より検出する  
のは難しい。そこで、一字書出の文書が残存する例を挙げてみ  
よう。

【謙信時代】（「」が偏諱を示す・順序は『上越市史』別編の  
史料番号順）

色部「頭」長<sup>68</sup>・安田「頭」元<sup>69</sup>・荻田孫十郎（「長」を与

泉州之代二<sup>茂</sup>知行之事<sup>者</sup>無之候由二候、為如何被申上候哉  
前代之引付、証文等候哉、本領二無之候<sup>者</sup>、こと所ヲも被  
申替可然候、九兵衛帰路之後、はたもち、又は其元之義注  
進無之候、無心元候、急度被申越上候、恐々謹言、

追而、丹波事、上府候由、其元堅固尊二候、日夜不可  
有油断候、北条衆一向無念之由候、はたもちへ力ヲそ  
へ上候、以上、

十月三日

国清 衛

富所大炊助殿

林部掃部助殿

遠藤惣左衛門殿

長福寺

上野に柿崎家中は、諸越彦七郎の所領である小黒（新潟県上  
越市安塚区）の地を得ようとしたが、取次の山浦国清によつて  
「柿崎景家時代にも所領となつたことはない」とこれを拒絶さ  
れた。結局、一週間後の十月十六日に、景勝が国清の書状通り  
の裁定を下して<sup>70</sup>、小黒は諸越の所領であることが再確認され  
た。御館の乱という混乱期を利用して少しでも所領の拡大に務

めようとする家中の強かな動きが垣間見られる、些細ではあるが興味深い「事件」であった。

## おわりに

主に『上越市史』別編に所収されている文書を中心に、柿崎景家の基礎的な考察を行ってみた。有名な『上杉将士書上』では、景家は猛将とされており、上杉謙信にも「和泉守に分別あらば、越後七郡に、合ふ者はあるまじき」<sup>(1)</sup>と評されているが、軍事指揮官としての景家の活躍はほとんど窺えなかった。一次史料で実際の軍功が窺えることの方が少ないが、景家の場合、前線に派遣されたことが確実な例も永禄七年の越山や永禄十一年の本庄繁長の乱、天正年間の越中侵攻程度しかない。むしろ、永禄二く三年の所謂四奉行や、永禄十一く十三年にかけての宿老として政権中枢にあつた、という活躍の方が目立つ。直江景綱と並んで重僚として欠かせない存在といえる。

また、越相同盟では当初より景家が嫡男の晴家が人質として選ばれており、他国からみても柿崎家は上杉家家臣団の中でも

筆頭クラスであつたと認識されていたのである。だが、柿崎景家の祖先の事跡がほとんど窺えないことから、柿崎の家名を高めたのは景家一代のことなのだろう。あるいは先に「領域支配者としての活躍が全く窺えない」と述べたことはここに依るのか。この点、同じ四奉行の齋藤朝信や北条高広とは大きく異なるのである。

かつて、池亨氏は謙信政権の行政機構を「行政の担い手を見るならば、直江実綱ら一部の寵臣を除いて、専門的能力を有する官僚を系統的に育成しようとする志向が見られない。むしろ、有能な人材を、どんどん前線の城将に派遣しているのである。…謙信の政策に外征と比べて領国内の基盤整備を軽視する、あえては近視眼的傾向があつた」と手厳しく評価した<sup>(2)</sup>。だが、武田家臣団について系統的に研究した丸島二〇一六によれば、武田家の郡司や城代として各地に転出していった家臣は、もとは信玄の側近や甲府の奉行人であり、武田信玄は領国の拡大に伴い次々と優秀な人材を前線に派遣し、分国支配を委ねたのである<sup>(3)</sup>。武田家は今川家や北条家をモデルに「領国内の基盤整備」を重視していた大名家である。だが、領域の拡大によつ

て優秀な人材を前線にどんどん派遣する、ということには上杉家も武田家も違いがない。

前掲拙稿でも述べたが、上杉家の研究についても、例えば家臣団の地道な基礎研究を行い、新しい上杉謙信政権像を打ち出す必要があるのではないだろうか。

### 【参考文献】（姓アイウエオ順）

- ・池亨「謙信登場」『新潟県史』「通史編2」一九八七年
- ・池亨・矢田俊文編『増補改訂版 上杉氏年表 為景・謙信・景勝』(高志書院 二〇〇七年)
- ・今福匡『上杉景虎―謙信後継を狙った反主流派の盟主』(宮帯出版社 二〇一二年)
- ・柿崎町史編さん委員会『柿崎町史 通史編』(柿崎町 二〇〇四年)
- ・栗原修『戦国期上杉・武田氏の上野支配』(岩田書院 二〇一〇年)
- ・黒田基樹編『北条氏年表』(高志書院 二〇一三年)
- ・武田氏研究会編『武田氏年表 信虎・信玄・勝頼』(高志書院 二〇一〇年)
- ・花ヶ前啓明『柿崎景家関係史料』(『柿崎町の歴史 第2集』 二〇一二年)
- ・福原圭一・水澤幸一編『甲信越の名城を歩く 新潟編』(吉川弘文館 二〇一六年)

- ・丸島和洋『戦国大名の「外交」』(講談社選書メチエ 二〇一三年)
- ・丸島和洋『戦国大名武田氏の家臣団―信玄・勝頼を支えた家臣たち』(教育評論社 二〇一六年)

### 【注】

- (1) 拙稿「斎藤下野守朝信伝試論」『中央大学杉並高等学校 紀要』二五、二〇一六年
- (2) 一般に上杉謙信として知られる人物は越後守護・上杉氏の守護代である長尾家の出身である。上杉謙信は時期により長尾景虎→上杉政虎→上杉輝虎→上杉謙信と名前を変えているが、本稿では上杉謙信で統一したい。
- (3) 拙稿十九く二十頁。
- (4) 花ヶ前二〇〇一、一頁。
- (5) 戦国人名辞典編集委員会編、吉川弘文館、二〇〇六年。三二二頁
- (6) 柿崎町史二〇〇四、七五く六頁
- (7) 福原・水澤二〇一六、六一く四頁。
- (8) 北条高広を初めとする厩橋北条氏については栗原二〇一〇に詳細に論じられている。
- (9) 文末表1の1、番号1。
- (10) 『上越市史』別編一「上杉氏文書集二」(上越市史編さん委員会編 二〇〇三年)、文書番号二二〇、二二二。なお、同書及び別編二「上杉氏文書集二」(同編 二〇〇四年)より引用する

史料は今後、単に「市史〇〇〇」とする。

- (11) 表1の2、番号1。
- (12) 蔵田については市史二二二などを参照。
- (13) 表1の1、番号5。
- (14) 表1の3、番号4。
- (15) 市史一〇〇〜一二参照。
- (16) 表1の1、番号6。
- (17) 武田氏研究会二一〇、一六四頁。
- (18) 表1の2、番号3。
- (19) 表1の3、番号5。
- (20) 武田氏研究会二一〇、一六四頁。
- (21) 表1の2、番号5。
- (22) 表1の2、番号7。
- (23) 池・矢田二〇〇七、一三三〜四頁。
- (24) 表1の1、番号8。
- (25) 武田氏研究会二一〇、一六五〜六頁。黒田二〇三三、一二四〜六頁。
- (26) 丸島二〇三三、一五〇〜一七四頁。
- (27) 表1の2、番号9。
- (28) 表1の3、番号6。
- (29) 表1の1、番号9。
- (30) 表1の3、番号8。

- (45) なお、柿崎町史二〇〇四では『越佐史料』所収の『訂正 柿崎系図』と旧版『柿崎町史』を引いて、柿崎晴家の死亡時期を、謙信没後すぐの天正六年三月十四日あたりと推定している。一次史料が存在しないため、本稿では『上杉家御年譜』第23巻「諸士略系譜」、三四九頁の通り、晴家は景家誅戮時に連座したものとする。
- (46) 表1の3、番号1。
- (47) 表2、番号11。
- (48) 表2、番号18。なお、天正六年十二月から取次が山浦國清から山崎秀仙に変わる。山浦の病気のせいか、又は山浦が越中などの領國に派遣された所以だろう。
- (49) 市史一八〇〇。
- (50) 表2、番号20。
- (51) 表2、番号24。
- (52) 片切は、市史二七二九によれば上田衆の一人で、上杉景勝の信任が厚かったのだろう。また、天正六年五月には御館の乱での軍功により景勝から感状が発給されている(市史一五〇六)。さらに天正十一年二月に堪忍分として栃尾に所領を得ている(市史二六七七)。
- (53) 表2、番号26。
- (54) 表2、番号27。
- (55) 『上杉家御年譜』第23巻「諸士略系譜」、三四九頁、並びに二

- (31) 表1の3、番号10。
- (32) 花ヶ前二〇〇一、一頁。なお花ヶ前氏は天正三年とするが天正二年の誤りである。
- (33) 『戦国人名辞典』の市村清豊氏執筆「柿崎景家」の項目では、没年を「天正二年か」としている。
- (34) 表1の2、番号19。柿崎景家の終見文書であり、柿崎町史二〇〇四・八八〜九頁で表1の2、番号17を終見とするが誤りである。なお、管見の限り、長尾藤景の文書における終見文書でもある。
- (35) 市史二二六九。
- (36) 今福二〇二一、一六〇〜一頁。
- (37) 柿崎町史二〇〇四、九六〜一〇五頁。今福二〇二一、一五八〜一六二頁、二五七頁。
- (38) 『越佐史料』巻五、五二六頁。なお、国立国会図書館デジタルコレクションを参照した。参照日は二〇一六年七月三十一日、URLは、<http://dl.ndl.go.jp/infondljp/pid/1223516> である。
- (39) 表2、番号2。
- (40) 表2、番号3。
- (41) 表2、番号5。
- (42) 表2、番号7。
- (43) 市史二二四六、市史二二四七。
- (44) 表1の3、番号14。

- 〇一六年に柿崎家より上越市に寄贈された文書中にある「従先祖之勤書」によると、柿崎憲家は天正五年段階で二歳である。天正十二年では教え年で九歳となり、依然として目付が必要な年齢であったことが窺える。
- (56) 表2、番号28。
- (57) 市史四四五。
- (58) 市史九九六。
- (59) 市史二二二二。
- (60) 市史二二三四。
- (61) 市史二二三九。
- (62) 市史二四三四。
- (63) 市史二四七〇。なお景泰はその後、揚北衆の中条家に入った。
- (64) 市史二八一九。
- (65) 市史二二四二。
- (66) 市史二二五二。なお、『上杉家御年譜』第23巻「諸士略系譜」、三九一頁によれば、吉江与橋は実名が景賢とある。「長」字を受けたのが天正九年十二月であり、吉江景賢が戦死するのが翌年六月である。短期間に二度も信譚を受けるとは考えづらい。さらに「諸士略系譜」によると吉江景賢の長男が前出の吉江長秀となる。この辺の系図関係が錯綜していると言わざるを得ない。
- (67) 市史二九六三。

番号	年月日	宛花押型	内 容	出 典
1	永禄2 12/26	広泰寺	長尾藤景・斎藤朝信・北条高広と 広泰寺に安堵状(署名:景家)	市二〇〇
2	永禄3 5/13	府内町	四人奉行、府内に条目を発給 (署名:和泉守景家)	市二〇七
3	永禄3 5/	居多神社 8に同じ	四人奉行、居多神社に制札を発給 (署名:和泉守)	市二〇八
4	永禄3 5/	八幡社	四人奉行、八幡社に制札を発給 (署名:和泉守)	市二〇九
5	永禄7 2/7	東林寺	常陸・小田氏治攻めに際して、制 札を発給(署名:柿崎和泉守景家)	市三八二
6	永禄7 7/24	本庄実乃か	長尾藤景・本庄繁長と共に戦陣報告 (署名:柿崎和泉守景家)	市四二四
7	永禄12 2/6	地下鍵	本庄繁長の乱に際し、山吉豊守・直 江景綱と共に軍触れ(署名:景家)	市六五〇
8	永禄12 4/16	中野常陸介 3に同じ	本庄繁長の乱に関する繁長赦免。 直江と連名(署名:和泉守景家)	市七〇三
9	永禄12 9/25	森尻庄	東越中侵攻に際して、山吉・直江 と共に制札発給(署名:和泉守)	市八〇九

表1の1【柿崎景家発給文書一覧】

花押型:『上越市史』別編1・2の別冊、『新潟県史』資料編3～5の付録に  
掲載されている写真を参考にした。

内 容:文書の内容。長文の場合は柿崎景家に関連する事項を略述した。

出 典:県〇〇は『新潟県史』資料編3～5所収文書、市〇〇は『上越市史』  
別編1上杉氏文書1所収文書の文書番号をあらわす。

番号	年月日	発 給 者	内 容	出 典
1	永禄3 8/25	長尾景虎	越山中の春日山留守指示 (桃井・長尾小四郎・黒河ら宛)	市二一一
2	永禄6 11/8	上杉輝虎	上杉輝虎から、山室(柏崎市)な ど長尾土佐守分領に関する朱印状	市三五六
3	永禄11 4/15	三浦氏満・ 朝比奈泰朝	今川家からの武田氏駿河侵攻に関 する情報(直江・柿崎宛)	市六〇一
4	永禄11 4/15	遊雲斎永順	上記文書の添え状(直江・柿崎宛)	市六〇二
5	永禄11 8/18	上杉輝虎	本庄繁長の乱勃発に際して、詳細 な軍勢の指示(直江・柿崎宛)	市六一三
6	永禄11 11/25	三浦氏満・ 朝比奈泰朝	駿河との、対武田氏に関する外交 交渉(直江・柿崎宛)	市六一一

- (68) 市史三二七三。なお、『上杉家御年譜』第23巻「諸士略系譜」、  
二七六・二七八頁によれば千坂与市は、重臣千坂景親の次男の  
対馬守長朝である。
- (69) 表2、番号10。
- (70) 表2、番号12。
- (71) 『越後史集』天巻、一四五頁。なお、国立国会図書館デジタル  
コレクションを参照した。参照日は二〇一六年八月二日。  
URLは、<http://d.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/955117> である。
- (72) 池亭「謙信登場」(『新潟県史』「通史編2」 一九八七年)、五  
七七～八頁。
- (73) 丸島二〇一六、二二〇～二二三頁。

〔附記〕 今回の拙稿作成につき、昨年度の拙稿と同様、武田氏研究会  
副会長・平山優先生に御指導・御助言を賜った。深甚の感謝を  
申し上げて擲筆する。

番号	年次 月日	発給者 宛	内 容	出 典
4	永禄7 3/4	上杉輝虎 藏田五郎左衛門・ 荻原伊賀守	春日山留守役の藏田らに春日山の 普請・火の用心を厳命し併せて柿 崎を歸府（「柿崎」）	市三九三
5	永禄11 5/4	上上杉輝虎 黒川三河守など	黒河家中への本庄繁長の乱に関す る指示（「柿崎和泉守」）	市六〇六
6	永禄12 2/6	北条氏康 由良成繁	越相同盟の交渉開始（「柿崎」）	市六五二
7	永禄12 閏5/16	広泰寺昌派 本庄実乃	昌派の沼田までの道程の記録 （「柿崎」）	市七四六
8	永禄13 2/6	遠山康光 由良成繁	越相同盟の具体的な交渉・人質交 換（「柿和父子」）	市八八一
9	永禄13 2/18	北条氏政・氏康 上杉輝虎(山内殿)	越相同盟の具体的な交渉・人質交 換（「柿崎」 「彼息左衛門尉」）	市八八三
10	永禄13 3/5	上杉輝虎 北条氏政・氏康	越相同盟における人質交換の決定 （「柿崎父子」 「柿崎子」）	市八八八
11	永禄13 3/8	北条氏康 河田重親	越相同盟成立（「柿崎左衛門大夫」）	市八九一
12	永禄13 3/9	北条氏政 上杉輝虎(山内殿)	越相同盟における人質交換の決定 （「柿崎方」）	市八九三
13	天正元 8/7	上杉謙信 吉江織部ら	越中一向一揆との激戦の様子 （「かささきけん三」）	市一一六八
14	年次未詳 1/30	上杉景虎 雲門寺	新年の挨拶（「柿崎」）	市一四〇二

表1の3【柿崎景家関連文書一覧】  
文書に「柿崎景家」「柿崎和泉守」など、柿崎景家及び息子晴家などに関連する  
文言が含まれているものの一覧である。内容の括弧内が文書の文言を表す。

番号	年次 月日	発給者 宛	内 容	出 典
1	天正6 6/14	上杉景勝 1	御館の乱に際して、猿毛城を乗っ 取ったことに感状	市一五四四
2	天正6 6/14	上杉景勝 2、1、3	同上。文言に「先忠に覆り」とある。	市一五四五
3	天正6 6/19	山浦国清 1	猿毛城を乗っ取った功績により、 桃木を拝領したか	市一五五一
4	天正6 6/19	山浦国清 1	同上。家中の取りまとめも依頼さ れる	市一五五二
5	天正6 6/29	上杉景勝 楞嚴寺	柿崎家中の功績により、寺領を免 除	市一五六七

番号	年次 月日	発給者 宛	内 容	出 典
7	永禄11 12/28	游足庵淳相	本庄繁長の乱の繁長赦免の交渉な ど（山吉・直江・柿崎宛）	市六三四
8	永禄12 1/17	大川長秀	本庄繁長の乱と出羽・大宝寺情勢 を伝える（山吉・直江・柿崎宛）	市六四五
9	永禄12 2/6	北条氏政	越相同盟の交渉開始（直江・柿崎宛） 『柿崎家 文書』*1	市六七七
10	永禄12 3/3	北条氏康	沼田に北条の使者を派遣したこと、 薩埵峠の戦況方向など	市六九一
11	永禄12 3/26	杖林斎禅棟	本庄繁長の乱の戦後処理 （山吉・直江・柿崎宛）	市七二五
12	永禄12 5/7	北条氏照	越相同盟の交渉、関宿攻防戦の戦 局など	市七四〇
13	永禄12 閏5/7	杖林斎禅棟	本庄繁長の乱の戦後処理 （山吉・直江・柿崎宛）	市九〇一
14	永禄13 3/28	佐竹北義斯	越相同盟に関する佐竹方の意向を 報告（山吉・柿崎宛）	市九三六
15	元亀元 9/3	今川氏真	北条家と共同して信濃攻めを行う ことに祝意（山吉・直江・柿崎宛）	市九三七
16	元亀元 9/3	朝比奈泰朝	上記文書の添え状 （山吉・柿崎・直江宛）	市一一四九
17	元亀4 4/20	上杉謙信	領域国境の守備に関する指示 （宛所は上条・斎藤ら多数）	市一三二三
18	天正5 2/6	里見義弘	上総方面の状況報告並びに越山の 要請	市一三三一
19	天正5 3/28	梶原政景	新田・伊勢崎方面の状況報告並び に越山の要請（宛所は重臣多数）	

表1の2【柿崎景家受給文書一覧】  
発給者：文書発給者。複数の場合は全員表記。  
内 容：括弧内は文書の宛所が複数の場合の受給者。多数に及ぶ場合は一部省略。  
\*1 『柿崎町の歴史 第2集』所収花ヶ前盛明「柿崎景家関係史料」、史料番号24

番号	年次 月日	発給者 宛	内 容	出 典
1	年次未詳	——	四人奉行に関する案文 （「かささき殿」）	市二四六
2	年次未詳	——	長尾政景（?）、柿崎・長尾藤景ら に関する案文（「かさ崎平二郎殿」）	市二四七
3	永禄6 1/10	河田長親 楡井治部少輔	郡司不入の確認 （「柿崎和泉守方へ」）	県三五七六

番号	年次 月日	発給者 宛	内 容	出 典
25	天正10 3/29	上杉景勝 1	上野に対してさらなる軍功を要求。 柿崎復活も約束か。	市二三一八
26	天正11 11/18	上杉景勝 柿崎千熊丸	千熊丸の横目である片切内匠助を 旗本に召喚	市二八五七
27	年次未詳	上杉景勝 狩野秀治	柿崎千熊丸の監督を狩野に命ずる	市二八五八
28	天正12 8/14	上杉景勝 柿崎弥次郎	千熊丸に「憲」字を与える	市二九六四
29	年次未詳 6/25	山崎秀仙 1	贈答品に関して	市三七八七

表2【柿崎家復興関連文書一覧】  
御館の乱以降、柿崎家中に宛てられた文書の一覧である。  
宛所の番号は、家中の武将。1：上野九兵衛 2：正眼寺、3：長福寺、4：富所大  
炊助、5：林部三郎右衛門、6：遠藤惣左衛門 を表す。

番号	年次 月日	発給者 宛	内 容	出 典
6	天正6 7/30	山浦国清 1	御館の乱における軍事活動に関する 書状	市一五九四
7	天正6 8/22	上杉景勝 柿崎千熊丸	柿崎家中の活躍により、千熊丸 (憲家)に名跡を返還	市一六一五
8	天正6 9/26	上杉景勝 1、3、4、5、他	家中に柿崎復活を報告	市一六八〇
9	天正6 9/26	山浦国清 6、5、1、4、3	上記文書の添え状。さらなる軍事 活動を要求	市一六八一
10	天正6 10/3	山浦国清 4、5、6、3	諸越分を柿崎領に含めるか協議。 北条景広の来襲を報告	市一六八八
11	天正6 10/7	山浦国清 6、4、1、5、3	北条景広軍の行動を妨害するよう に指示	市一六九二
12	天正6 10/16	上杉景勝 5、4、1、6、3	諸越分は柿崎領ではないことを確 認	市一七〇五
13	天正6 12/16	山崎秀仙 1	河田長親が能生に着陣したことを 伝える	市一七二四
14	天正7 2/18	山崎秀仙 1	上杉景虎方使者を処刑するなどの 軍功を賞する	市一七六八
15	天正7 2/24	山崎秀仙 1、6、4	景勝より恩賞を贈られる。錦の守 備を厳命	市一七七四
16	天正7 2/26	山崎秀仙 1	木田渡や錦の守備を厳命。鉄砲弾 薬の補給も認める	市一七七六
17	天正7 2/27	山崎秀仙 6、1	赤田城と連携して、北条城攻略な どを指示	市一七七七
18	天正7 3/7	山崎秀仙 1	町田城を攻略し、敵兵多数討ち取っ たことを賞する	市一七九〇
19	天正7 3/	山崎秀仙 1	御館攻略を開始	市一七九三
20	天正7 5/29	山崎秀仙 1、3	柿崎千熊丸の屋敷に関する報告	市一八三二
21	天正8 7/18	泉澤秀久・上村尚秀 6、4、3	陣役に関する書状 (詳細不明)	市二〇一九
22	天正8 8/13	泉澤信秀 1、6	諸越分に関する裁定	市二〇二七
23	天正10 3/24	上杉景勝 1	越中で須田満頼に従い織田軍と戦っ たことを賞する	市二三一四
24	天正10 3/24	直江兼統 1	上記文書の添え状	市二三一五